資料９

宮古圏域地域医療協議会設置要綱の一部改正について

改正後

第１条～第３条　（略）

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第５条～第８条　（略）

別表（第３条関係）

区　分	団体等の名称
市町村	宮古市
	山田町
	岩泉町
	田野畑村
関係行政機関	宮古地区広域行政組合消防本部
医療関係団体	一般社団法人宮古医師会
	宮古歯科医師会
	宮古薬剤師会
	公益社団法人岩手県看護協会宮古支部
医療機関	岩手県立宮古病院
	宮古第一病院
	みなとホスピタル
	宮古山口病院
	岩手県立山田病院
	社会福祉法人恩賜財団岩手県済生会岩泉病院
福祉・介護関係団体	宮古・下閉伊地区広域社協連絡協議会
	宮古地区介護支援専門員連絡協議会
保険者協議会	

改正前

第１条～第３条　（略）

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第５条～第８条　（略）

別表（第３条関係）

区　分	団体等の名称
市町村	宮古市
	山田町
	岩泉町
	田野畑村
関係行政機関	宮古地区広域行政組合消防本部
医療関係団体	一般社団法人宮古医師会
	宮古歯科医師会
	宮古薬剤師会
	公益社団法人岩手県看護協会宮古支部
医療機関	岩手県立宮古病院
	宮古第一病院
	三陸病院
	宮古山口病院
	岩手県立山田病院
	社会福祉法人恩賜財団岩手県済生会岩泉病院
福祉・介護関係団体	宮古・下閉伊地区広域社協連絡協議会
	宮古地区介護支援専門員連絡協議会
保険者協議会	